

リスク管理委員会規程

（目的および設置）

第1条 一般社団法人佐久産業支援センター（以下「当社」という）の安定的発展および価値の向上を図るため、当社における会員支援活動、当社の管理運営または職員等に負の影響を及ぼす可能性のある様々なリスクについて、適正に管理し、その対応策を実施する活動（以下「リスク管理」という。）を推進および統括することを目的として、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所 管）

第2条 委員会は業務執行理事（センター長）の所管とする。

（委員会の業務）

第3条 委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 1 リスク管理の基本方針の策定に関する事項
- 2 リスク管理の責任体制および運営に関する事項
- 3 リスク管理の推進に関する事項
- 4 緊急事態発生時の対策本部の設置および運営に関する事項
- 5 リスク管理システムの構築に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、リスク管理に関して必要な事項

（組 織）

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 代表理事
- 2 業務執行理事
- 3 監事
- 4 コーディネータ

（委員長および副委員長）

第5条 委員会に委員長および副委員長それぞれ1人を置く

- 2 委員長は、代表理事をもって充てる。
- 3 副委員長は、業務執行理事をもって充てる。

（委員長および副委員長の職務）

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運 営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席を要する。
- 3 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって行う。

(小委員会)

第8条 委員会は、その議決により、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、業務執行理事（センター長）が行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、令和7年3月1日から施行する。